

雇用保険法の一部を改正する法律案要綱

第一 国庫負担に関する改正

一 国庫は、平成二十一年度における求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。）及び雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く。）に要する費用の一部に充てるため、附則第十三条第一項に規定する額のほか、三千五百億円を負担するものとする。

二 雇用保険の国庫負担については、平成二十二年度中に検討し、平成二十三年度において、安定した財源を確保した上で附則第十三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとする。

第二 その他

一 施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

二 関係法律の整備

関係法律について所要の規定の整備を行うものとする。